

③ 甲賀市成年後見制度利用促進計画

今回の計画見直しにおいて、「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28年5月施行)に基づき策定する「甲賀市成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画に内包し、実施計画として「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」を湖南市と策定しました。

市における成年後見制度の利用者数は増加していますが、必要な人に成年後見制度がつながっているとは言い切れない現状にあります。そのため、制度の理解、専門的な助言、適切な判断、本人に合った後見人の選任などの仕組みづくりをするため、「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」を中核機関と定め、行政、関係機関、専門職が連携し、その機能と役割が果たされるよう体制の充実に努めます。

④ 「新しい豊かさ」の追求

アフターコロナを見据えて、地域社会をより望ましいものにしていくために、個人やその世帯が孤立・孤独を深めないよう「新しい価値観」「新しい生き方」「新しい家族のあり方」を含めた「新しい豊かさ」を市民、地域、市民活動団体と共に追求していきます。

従来の枠組みにとらわれない「住民主体」の地域づくりを進めていくために、一つの困りごとを通して「対話」できる場をつくっていきましょう。

問合せ 福祉医療政策課 TEL69-2155 FAX63-4085

DVに悩んでいる方は、我慢しないでご相談ください 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

「好きなのに、なんだかしんどい…」「友達が恋人との関係に悩んでいる…」そんなときは、相談するか相談窓口を教えてください。

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)人から受ける暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。

殴る蹴るなどの身体的なものだけでなく、人格を否定するような暴言や交友関係を監視するなどの精神的な嫌がらせも暴力です。

DVやデートDV(恋人からのDV)は、あなたのすぐそばで起こっている人権侵害です。

ひとりで悩まず、一緒に考えましょう。

●DV相談ナビ

TEL#8008(はれれば) ※最寄りの相談窓口に自動転送されます

●DV相談+(プラス)

<https://soudanplus.jp/> (内閣府男女共同参画局HP)

TEL0120-279-889(つなぐ-はやく) 24時間受付

☑ <https://form.soudanplus.jp/mail> 24時間受付

SNS(チャット) <https://form.soudanplus.jp/ja>

12時00分～22時00分受付

※スマートフォンからは右の二次元コードよりご利用ください

■専門の相談員が対応

■面談、同行支援などの直接支援も実施

■安全な居場所も提供

■10か国語対応(メール、SNS)



DVチェック

- 身体に痛いことをされる・してしまう
- 心に怖いことをされる・してしまう
- ふたりの間にお金のトラブルがある
- 性的な行為の無理強いや避妊拒否をされる・してしまう
- 友達や家族との付き合いを禁止される・してしまう



※相談無料。秘密厳守。性別問わず。

●甲賀市男女の悩みごと相談窓口

TEL69-2149

(月・金9時00分～16時00分)

問合せ

人権推進課 人権政策係

TEL69-2148 FAX63-4554

子育て政策課 家庭児童相談室

TEL69-2177 FAX69-2298

商工労政課 女性活躍推進室

TEL69-2189 FAX63-4087

『第2次甲賀市地域福祉計画』を見直しました

近年、高齢化や人口減少が本格化し、暮らしの中にあつた人と人とのつながりが弱まり、社会的孤立などの課題が多様化・複雑化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、いつもの暮らしは大きく変わりました。

このような状況にあつても、誰もが役割を持ち、互いの存在を認め、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい暮らしが守られる地域社会にしていくことが求められます。

「新しい豊かさ」の追求、そして「つながりの再構築」という命題を掲げ、地域福祉計画を見直しました。

新たに盛り込んだ事項(①～④)

① 重層的支援体制整備事業

既存の介護・障がい・子ども・生活困窮の相談等の取り組みを十分に活用しながら、地域住民やその世帯の多様化・複雑化した困りごとを受けとめる包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

② 甲賀市再犯防止推進計画

今回の計画見直しにおいて、「再犯防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)の第8条に基づき策定する「甲賀市再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包しました。

～再犯防止に向けた取り組みを紹介します～

テレビやSNSで毎日のように事件が報道されていますが、安全で安心して毎日を暮らすためには、犯罪や非行のない地域社会をつくる必要があります。そのためには厳しい罰だけではなく、立ち直ろうとする人を支えるチカラも大切です。

犯罪や非行の背景には、生活困窮や厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えていることが少なくありません。また、罪を犯した人の中には、手助けを必要としている人がおり、福祉的な支援があれば犯罪や非行の繰り返しをやめて、社会参加をめざせる人がいます。

市では「社会を明るくする運動」等を通して、犯罪や非行のない地域をつくるために一人ひとりが考え、参加するきっかけを作ることをめざしています。また、この活動の中心を担うのが、更生保護ボランティアである「保護司」や「更生保護女性会」です。

「保護司」は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活が営めるように釈放後の住居や就業先などの環境調整や相談を行っており、市内には34人おられます。

「更生保護女性会」は地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した少年の更生に協力することを目的とする国のボランティア団体です。青少年の見守りや施設訪問・刑務所訪問、地域の非行問題等を話し合うミニ集会や一般公開ケース研究会などに取り組まれています。会の趣旨に賛同される女性であれば、どなたでも入会していただけます。